

身体障害者診断書・意見書（じん臓機能障害用）

総括表

氏名	大正 昭和 平成 令和	年	月	日生（ ）歳	男女
住所					
①障害名（部位を明記）					
②原因となった 疾病・外傷名		交通，労災，その他の事故，戦傷，自然災害 戦災，疾病，先天性，その他（ ）			
③疾病・外傷発生日		平成 令和	年	月	日・場所
④参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）					
障害固定又は障害確定（推定） 平成 年 月 日 令和					
⑤総合所見					
〔将来再認定： 要 ・ 不要 〕 （再認定の時期：令和 年 月）					
※原則として、障害の程度が軽減する可能性がある場合のみ、「要」とし、再認定が必要な時期を記入してください。また、再認定「要」とした理由を、⑤総合所見欄等に記入してください（成長により障害程度に変化が生じることが予想される場合を除く）。					
⑥その他参考となる合併症状					
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 令和 年 月 日 病院又は診療所の名称： _____ 病院又は診療所の所在地： _____ 診療担当科名： _____ 科 医師氏名： _____					
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する (_____ 級相当) ・該当しない					
注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、角膜混濁、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 障害区分や等級決定のため、岡山県社会福祉審議会から改めて記載内容についてお問い合わせをする場合があります。					

じん臓の機能障害の状況及び所見

(該当するものを○で囲むこと。)

1. じん機能 (慢性透析療法を実施している者については、当該療法実施直前の検査値を記入すること。)

- ア 内因性クレアチンクリアランス値 ($ml/分$) ・ 測定不能 ・ 未測定
- イ 血清クレアチニン濃度 (mg/dl)
- ウ 血清尿素窒素濃度 (mg/dl)
- エ 24時間尿量 ($ml/日$) ・ 測定不能 ・ 未測定
- オ 尿 所 見 () ・ 測定不能 ・ 未測定
- カ eGFR値 ($ml/分/1.73m^2$)

2. その他参考となる検査所見

(胸部エックス線写真, 眼底所見, 心電図等)

3. 臨床症状 (該当する項目が有の場合は、それを裏づける所見を右の〔 〕内に記入すること。)

- ア じん不全に基づく末梢神経症 (有・無) []
- イ じん不全に基づく消化器症状 (有・無) [食思不振, 悪心, 嘔吐, 下痢]
- ウ 水分電解質異常 (有・無) [Na mEq/l , K mEq/l
Ca mEq/l , P mg/dl
浮腫, 乏尿, 多尿, 脱水, 肺うっ血,
その他 ()]
- エ じん不全に基づく精神異常 (有・無) []
- オ エックス線写真所見上における骨異栄養症 (有・無) [高度, 中等度, 軽度]
- カ じん性貧血 (有・無) Hb g/dl , Ht %
赤血球数 $\times 10^4/mm^3$
- キ 代謝性アシドーシス (有・無) [HCO_3^- mEq/l]
- ク 重篤な高血圧症 (有・無) 最大血圧/最小血圧
mmHg
- ケ じん不全に直接関連するその他の症状 (有・無) []

4. 現在までの治療内容

(慢性透析療法の実施の有無 (有・無) (回数 /週, 期間) 等)

5. 日常生活の制限による分類 (慢性透析療法実施前の状態)

- ア 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなくそれ以上の活動でも著しく制限されることがないもの。
- イ 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの。
- ウ 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの。
- エ 自己の身の周りの日常生活活動を著しく制限されるもの又は血液浄化を目的とした治療を必要とするもの若しくは極めて近い将来に治療が必要となるもの。